



第1回知多市水道料金等審議会

資料

令和8年4月21日（火）

1. 下水道について

1-1 下水道の役割

役割
1

街を清潔にする

役割
2

街を浸水から守る

※本市では、雨水関連の事業は主に土木課が所掌となっています。

役割
3

身近な環境を守る

役割
4

エネルギー・資源を創る

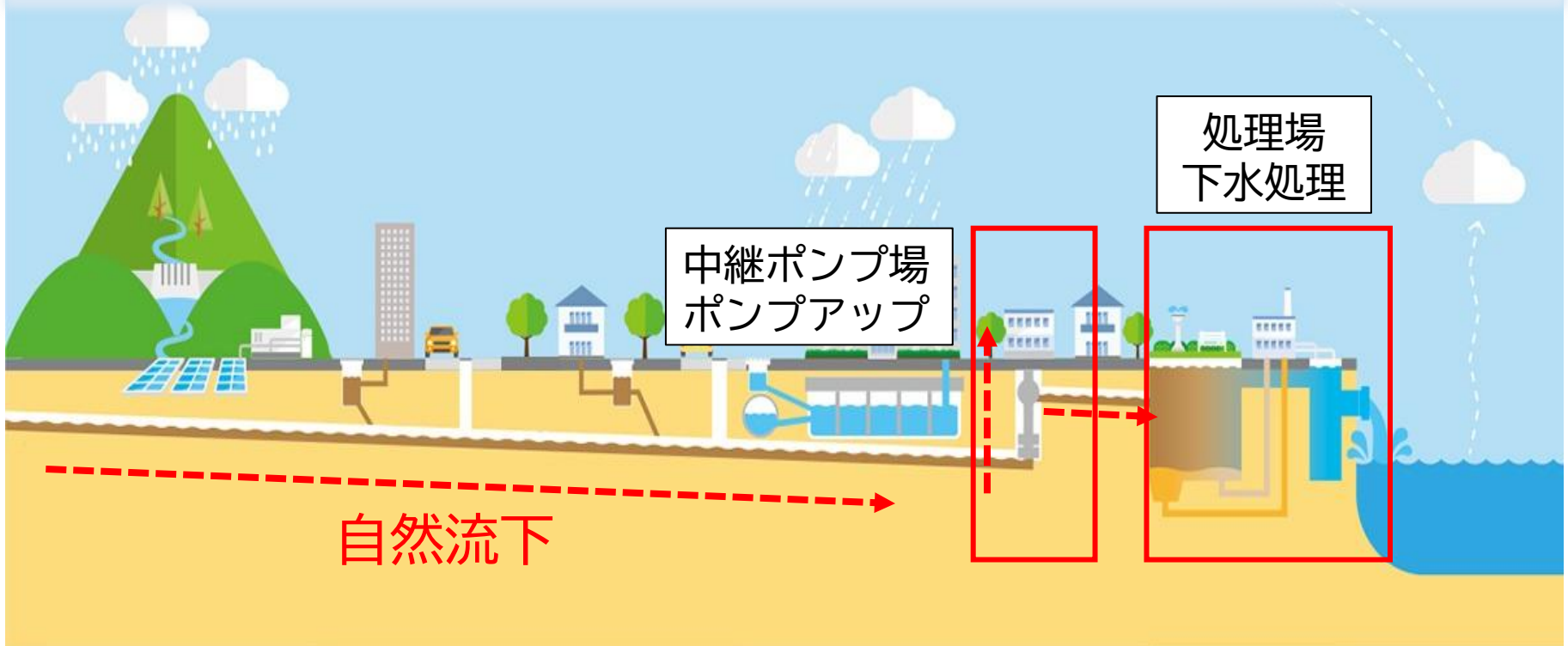
1. 下水道について

1-2 汚水処理の仕組み

各家庭で排水された汚水は、自然流下で処理場まで流れます。

自然流下が困難な場合は、中継ポンプ場でポンプアップされ自然流下に戻ります。

処理場に流れ着いた汚水は、浄化され、海や川に放流されます。



2. 知多市下水道事業の概要

2-1 汚水の処理状況

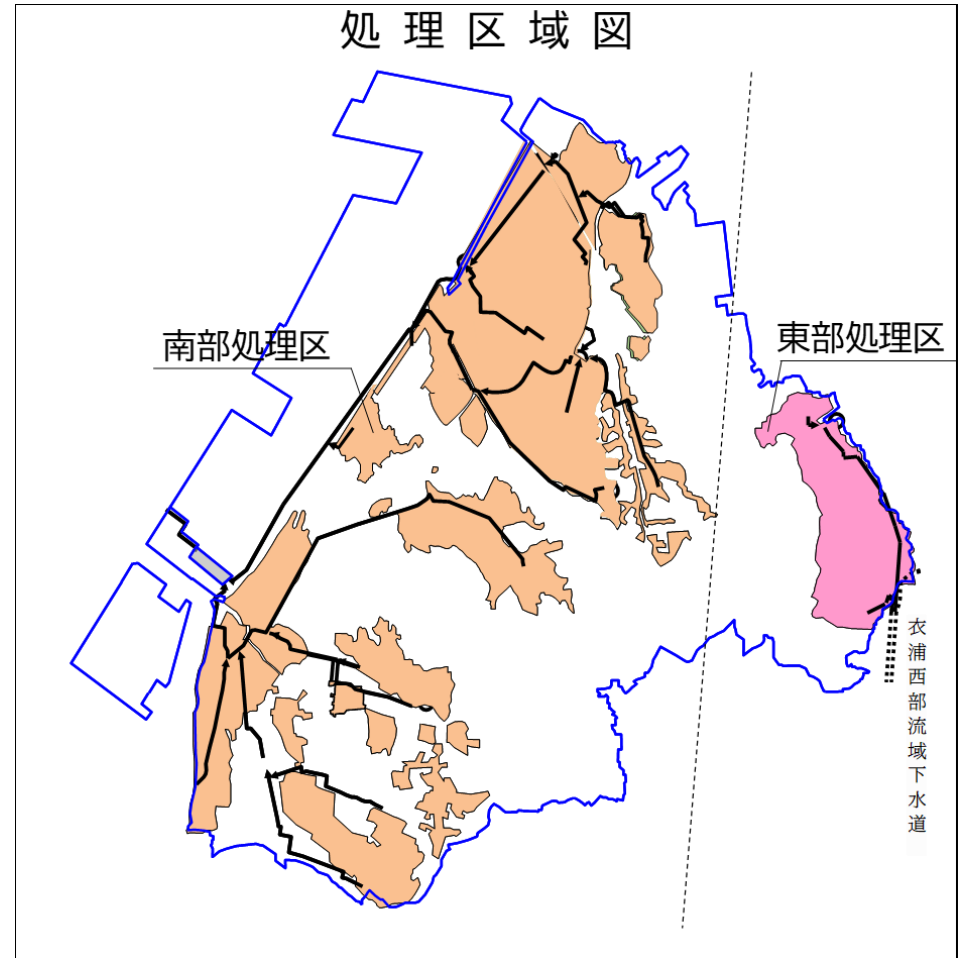
2つの処理区に分かれています。

南部処理区

市が運営する南部浄化センターで汚水処理しています。

東部処理区

衣浦西部流域下水道に接続し、県が運営する衣浦西部浄化センターで汚水処理しています。



2. 知多市下水道事業の概要

2-2 整備状況

○事業計画の概要

	南部処理区	東部処理区	合計
目標年次	令和11年3月31日	令和11年3月31日	
計画区域面積	1,326.8 ha	190.1 ha	1,516.9 ha
計画処理人口	65,615 人	13,278 人	78,893 人

○整備状況（令和7年3月31日時点）

	南部処理区	東部処理区	合計
処理区域面積	1,320.4 ha	190.1 ha	1,510.5 ha
区域内人口	66,855 人	13,402 人	80,257 人
水洗化人口	66,160 人	13,338 人	79,498 人
水洗化率	98.96%	99.52%	99.05%

2. 知多市下水道事業の概要

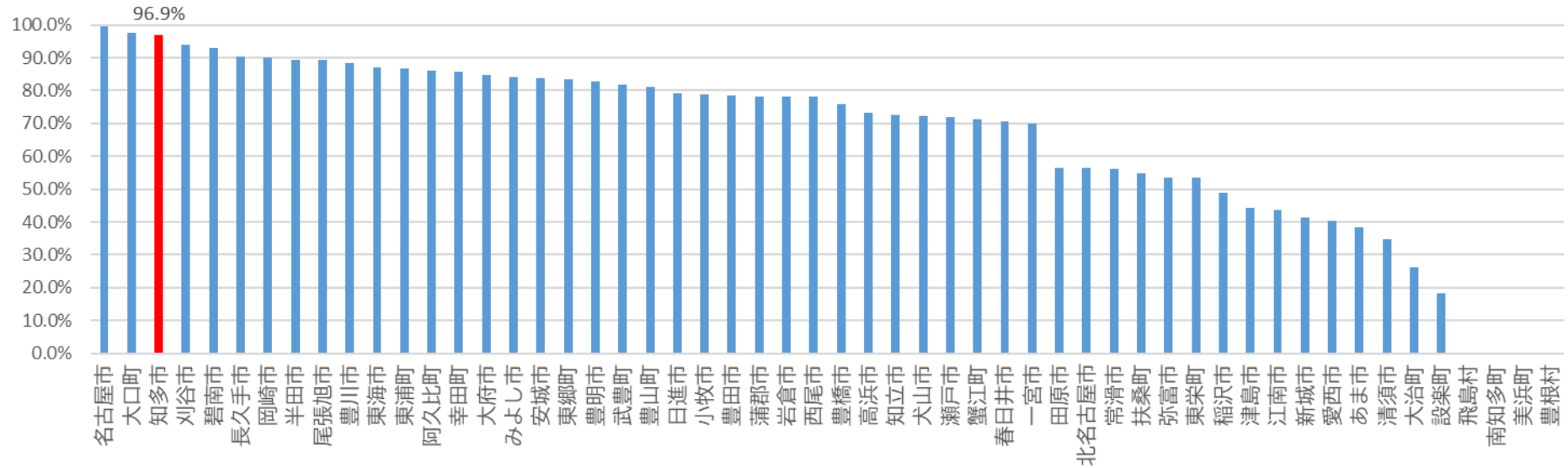
2-3 下水道施設の概要（污水管渠）

○污水管渠延長（令和6年度末時点）

処理区	延長
南部処理区	約363 km
東部処理区	約 56 km

令和6年度末の下水道普及率は県下3位の96.9%で、市内ほとんどの市民や事業者が下水道を使用できる状態となっており、知多市下水道事業が管理する污水管渠の延長は約419kmに上ります。

令和6年度末下水道普及率（愛知県内）比較



2. 知多市下水道事業の概要

2-4 下水道施設の概要（処理場・中継ポンプ場）

施設名称	敷地面積	運転開始年月	経過年数
知多市南部浄化センター	66,627 m ²	昭和58年4月	43年
浜小根中継ポンプ場	1,410 m ²	昭和58年4月	43年
西部中継ポンプ場	1,766 m ²	昭和58年4月	43年
古見中継ポンプ場	1,181 m ²	昭和59年4月	42年
新舞子中継ポンプ場	568 m ²	昭和59年4月	42年
にしの台中継ポンプ場	925 m ²	昭和61年4月	40年
粕谷中継ポンプ場	542 m ²	昭和63年4月	38年
旭桃台中継ポンプ場	62 m ²	平成元年4月	37年
佐布里中継ポンプ場	715 m ²	平成3年4月	35年
東部中継ポンプ場	258 m ²	平成10年4月	28年

2. 知多市下水道事業の概要

2-5 下水道使用料の概要

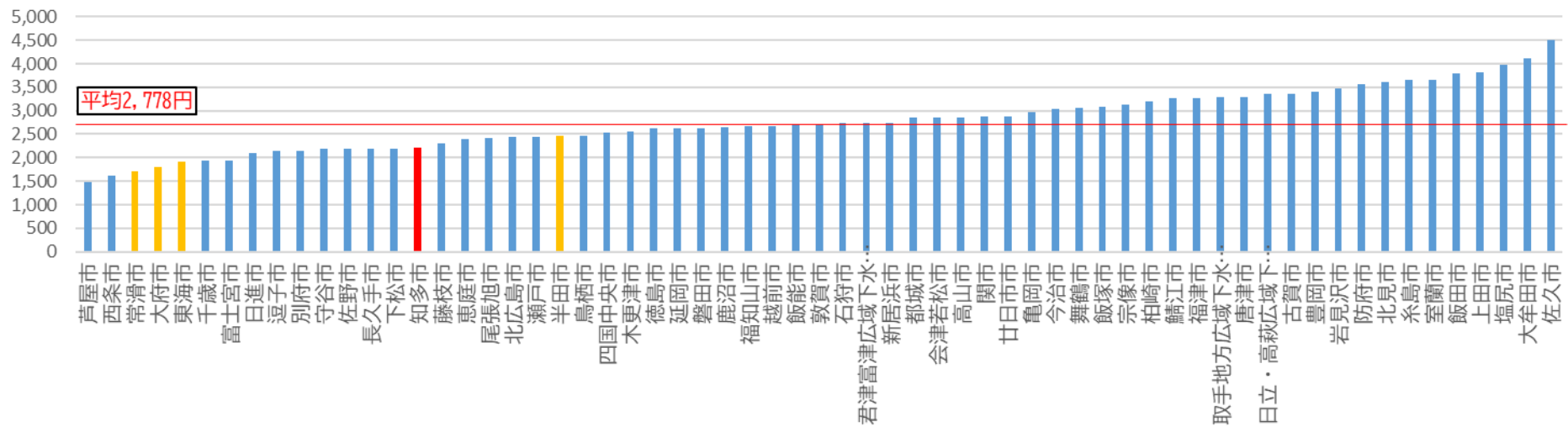
○現在の使用料体系（税抜き）

基本使用料	従量使用料（累進制）	
	1か月の汚水量	1m ³ 当たりの使用料
1か月当たり 380円	10m ³ までの分	53円
	10m ³ を超えて20m ³ までの分	111円
	20m ³ を超えて40m ³ までの分	121円
	40m ³ を超えて100m ³ までの分	131円
	100m ³ を超える分	141円

※20m³当りの下水道使用料
…3人世帯の平均的な月間使用水量をもとにした下水道使用料。使用料比較の際によく用いられる数値。

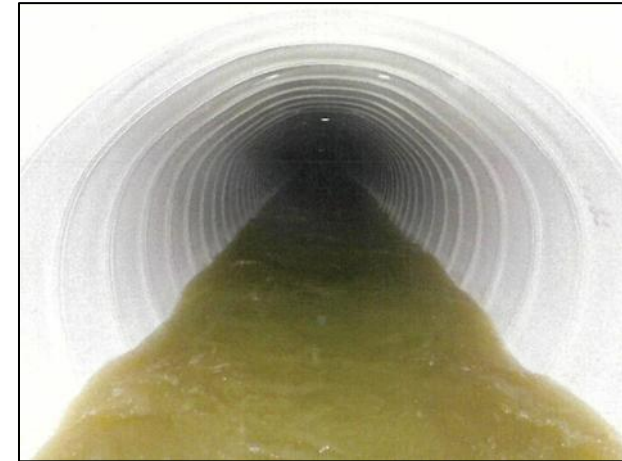
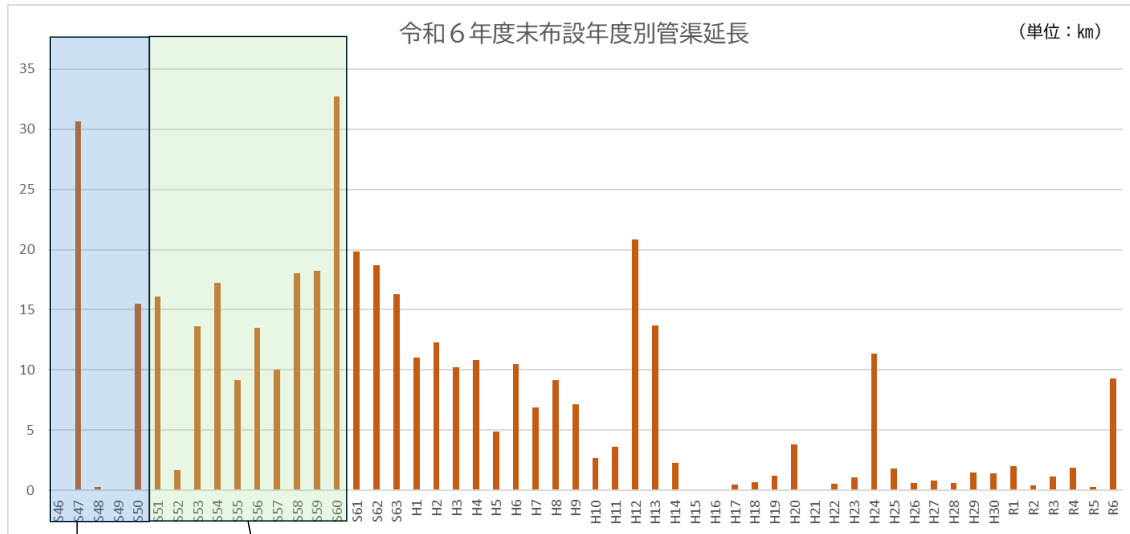
※類似団体
…単独公共下水道事業のうち、処理区域内人口が5万人以上10万人未満の団体を類似団体とした。

令和6年度20m³当りの下水道使用料（税込み） 近隣4市及び類似団体との比較（単位：円）



2. 知多市下水道事業の概要

2-6 取組状況（污水管渠施設の老朽化対策・耐震化）



▲污水管渠の耐震化（管更生）

今後10年間で耐用年数を迎える管渠（全体の約32%）

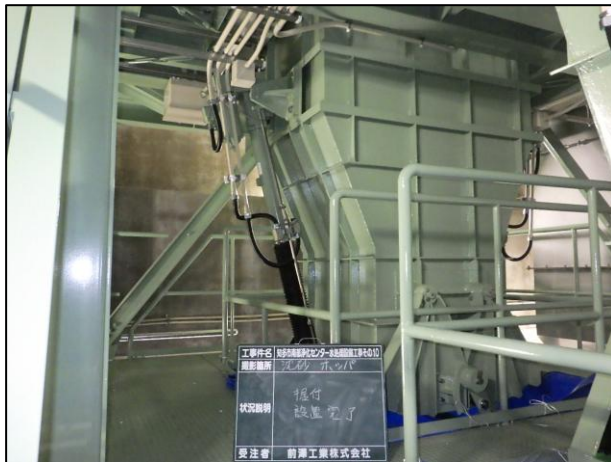
既に耐用年数を迎えた管渠（全体の約11%）

知多市公共下水道ストックマネジメント計画（以下、「ストックマネジメント計画」）及び知多市下水道総合地震対策計画（以下、「総合地震対策計画」）に基づき、重要な管渠から優先的に老朽化対策・耐震化を進めています。

2. 知多市下水道事業の概要

2-6 取組状況（処理場・中継ポンプ場施設の老朽化対策・耐震化）

早期に下水道整備を進めてきたため、処理場施設等の老朽化も進んでおり、平成19年度から順次施設の更新工事を進めています。引き続き、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に基づき、処理場施設等の老朽化対策・耐震化を進めていきます。



▲沈砂池設備の更新（ホッパー）

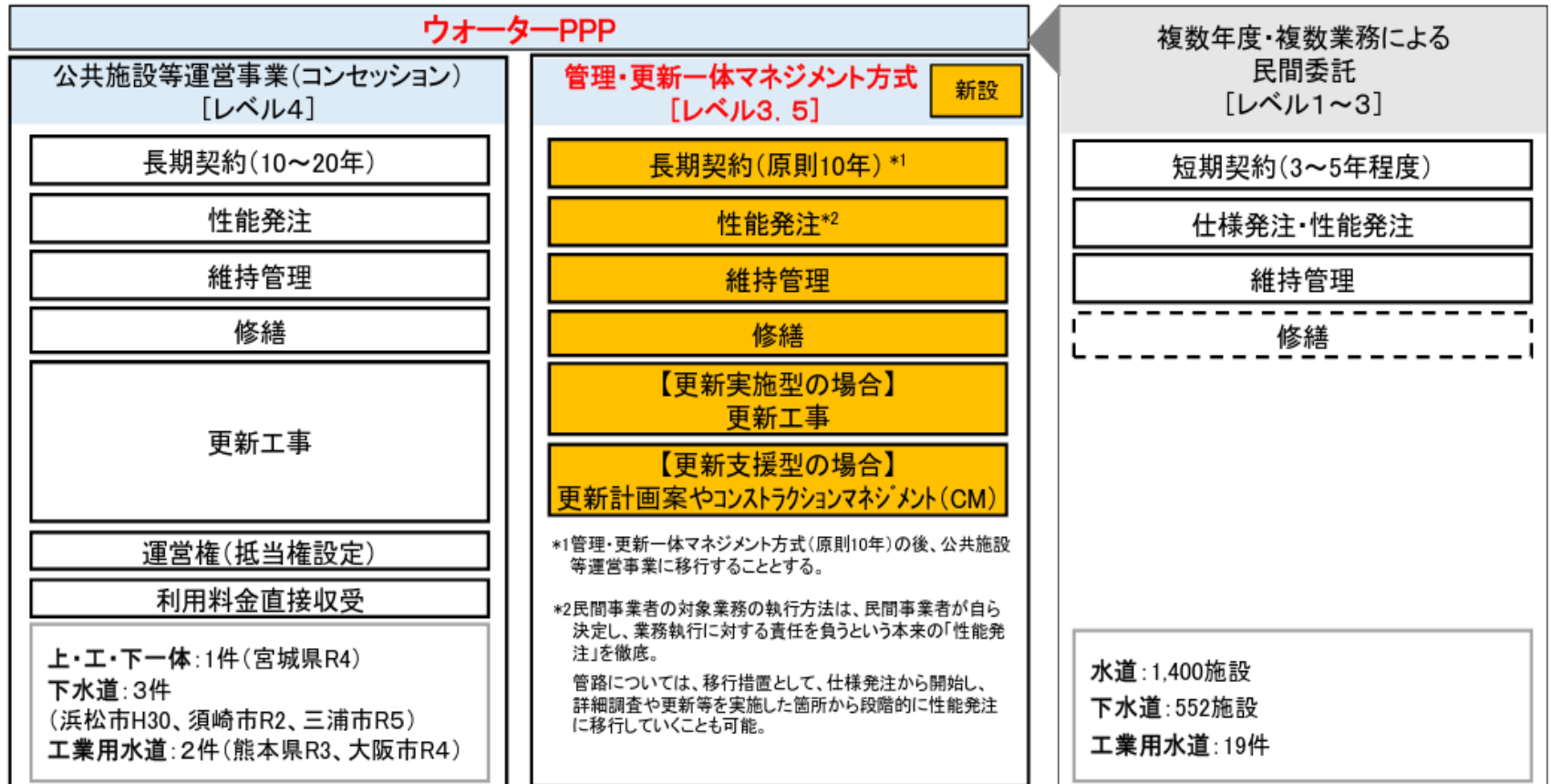


▲汚水処理設備の更新（汚泥脱水機）

2. 知多市下水道事業の概要

2-6 取組状況（民間活力を活用した効率的な事業運営）

知多市下水道事業の抱える人員不足、資金不足、施設の老朽化の課題を解決するため、ウォーターPPPの導入を検討しています。



2. 知多市下水道事業の概要

2-6 参考：能登半島地震の下水道被害の様子



▲下水道点検の様子
(知多市職員派遣)



▲マンホールの隆起



▲汚水の滞留

3. 知多市下水道事業の経営状況

3-1 地方公営企業経営の基本原則

地方公営企業では、「**経済性の発揮**」「**公共の福祉の増進**」を同時に追求することが求められます。

(地方公営企業法第3条)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

地方公営企業会計では、事業の経費は原則として事業自身の収入（使用料等）で賄う「**独立採算**」「**受益者負担**」が原則です。

(地方公営企業法第17条の2第2項)

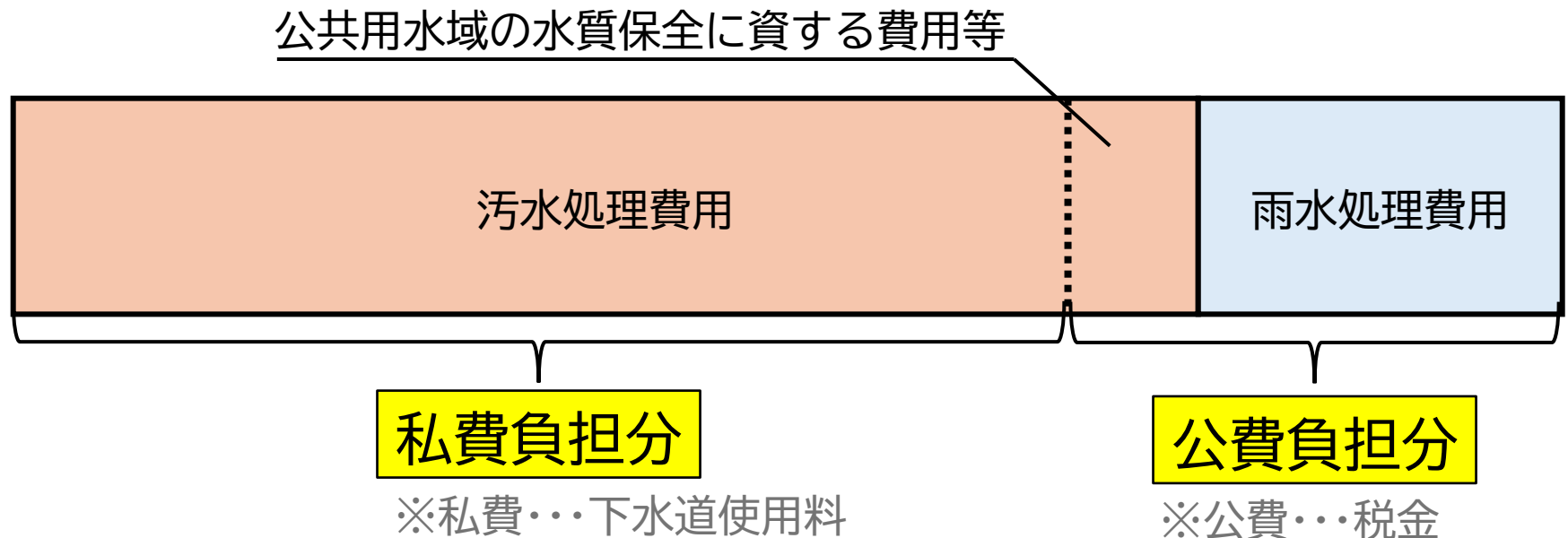
地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

3. 知多市下水道事業の経営状況

3-2 下水道事業の管理運営に係る費用区分

下水道事業に係る費用は、公費負担分と私費負担分に区分され、「雨水は公費負担・汚水は私費負担」が原則とされています。

また、汚水処理費のうち、公共用水域の水質保全に資する費用等が公費負担分となります。



3. 知多市下水道事業の経営状況

3-3 下水道事業の管理運営に係る財源

公費負担分は、一般会計からの繰入金により、税金で賄われます。公費負担分に充てられる繰入金を「**基準内繰入金**」といいます。

私費負担分は、下水道使用料収入で賄うべきとされています。経営状況によって、私費負担分に一般会計からの繰入金を充てている場合があります、これを「**基準外繰入金**」といいます。基準外繰入金は、独立採算、受益者負担の考え方から可能な限り抑制する必要があります。



3. 知多市下水道事業の経営状況

3-4 経費回収率について

私費負担である汚水処理費をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを示す指標として、「**経費回収率**」があります。

この指標が100%となることが、下水道経営の原則であり、達成すべき目標とされています。

令和7年2月に改定した知多市下水道事業経営戦略では、計画期間中（令和16年度まで）に経費回収率100%を達成するためのロードマップを掲げています。

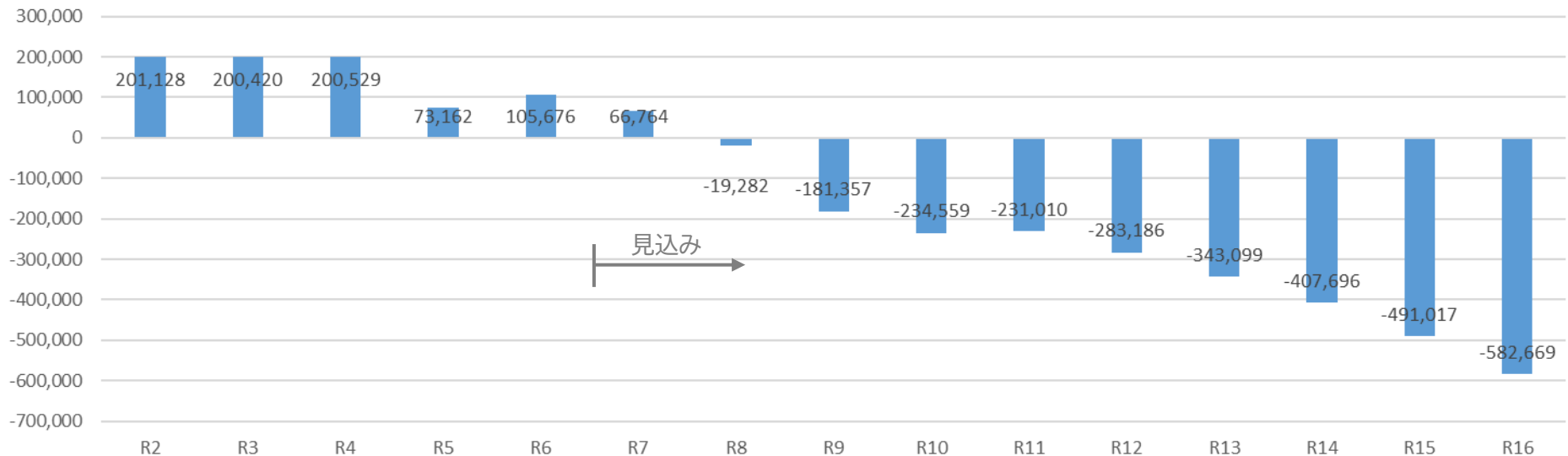
$$\text{経費回収率（\%）} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

3. 知多市下水道事業の経営状況

3-5 これまでの経営状況と今後の見通し（純損益）

純損益

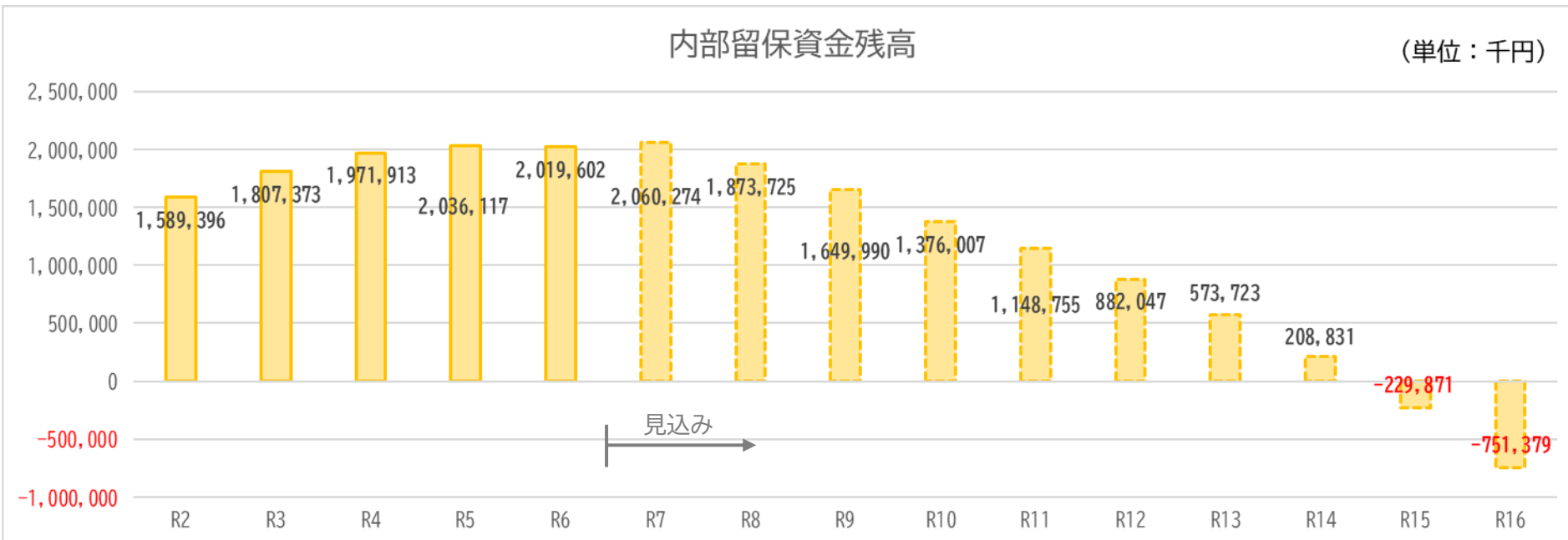
(単位：千円)



純損益は、事業の赤字・黒字の額を示すものです。令和7年度は黒字予定です。令和8年度以降、収益では下水道使用料の減少や一般会計繰入金の減額、費用では委託料などの経費、減価償却費、支払利息の増加により、赤字額が増加する見通しとなっています。

3. 知多市下水道事業の経営状況

3-5 これまでの経営状況と今後の見通し（内部留保資金）

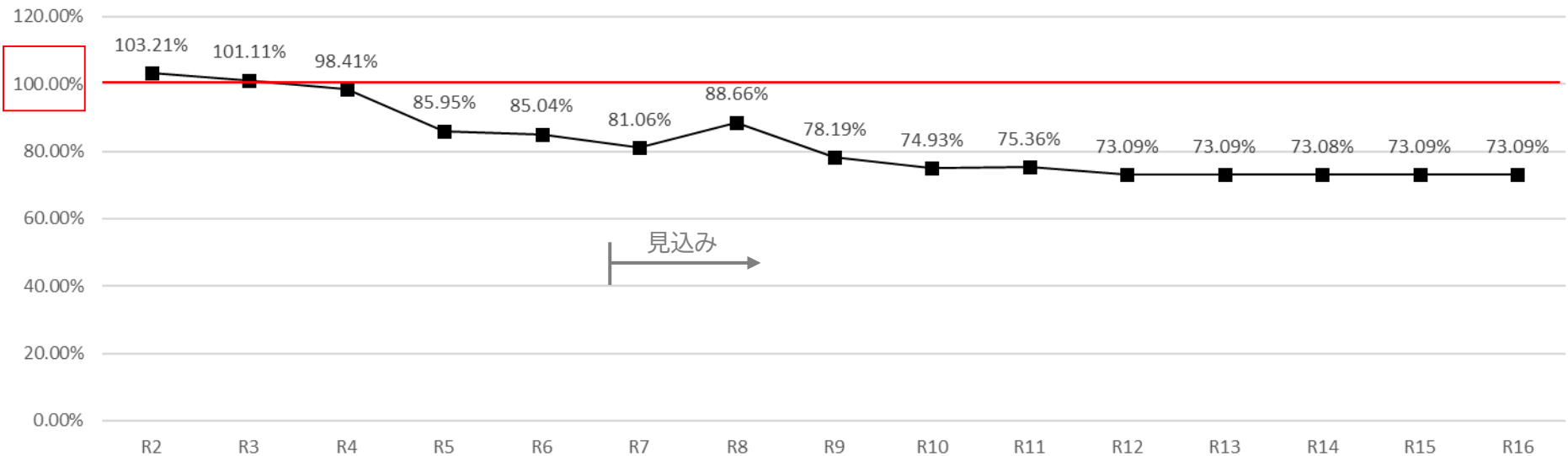


内部留保資金は、過去の利益等の蓄積によって積み上がった資金で、施設の更新工事や災害など非常時の支出に使用する資金です。令和8年度から赤字経営となり、令和15年度には、内部留保資金が枯渇する見通しです。

3. 知多市下水道事業の経営状況

3-5 これまでの経営状況と今後の見通し（経費回収率）

経費回収率



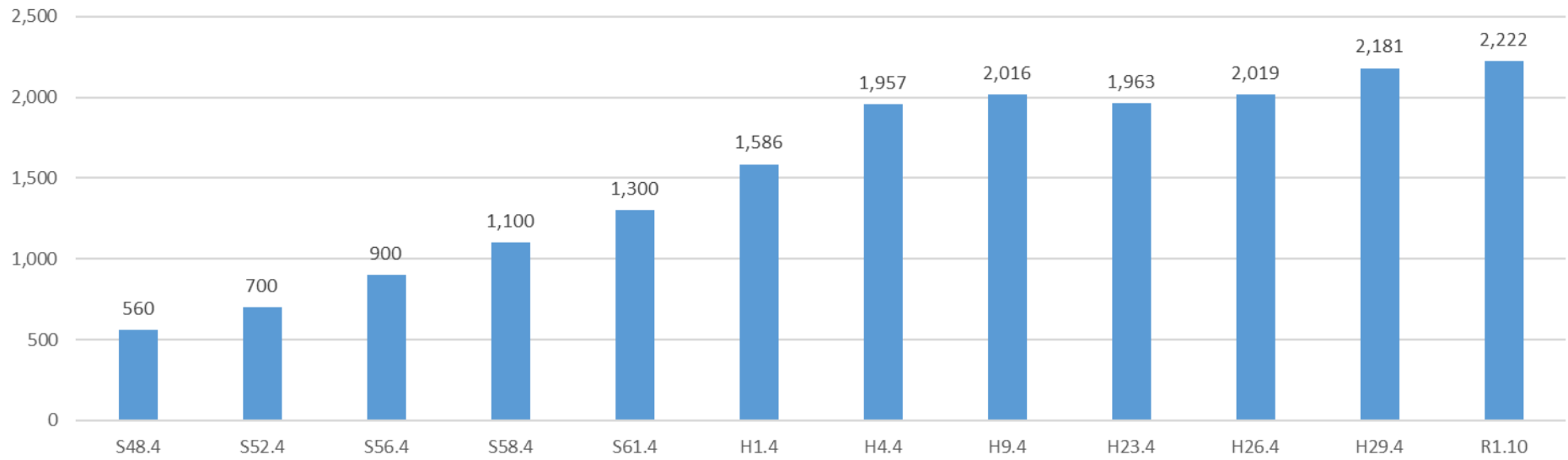
経費回収率は、令和4年度に100%を割り込み、それ以降も悪化傾向にあります。下水道使用料収益の減少、汚水処理費の増加により、今後も悪化傾向が継続する見通しとなっています。

4. 経営改善の取組

4-1 下水道使用料の改定履歴

改定時期	改定内容	改定時期	改定内容
昭和48年4月	下水道使用料徴収開始	平成4年4月	単価の見直し
昭和52年4月	単価の見直し	平成9年4月	単価の見直し、消費税3%→5%に伴う見直し
昭和56年4月	単価の見直し	平成23年4月	基本使用料制、従量使用料制を採用
昭和58年4月	単価の見直し	平成26年4月	消費税5%→8%に伴う見直し
昭和61年4月	単価の見直し	平成29年4月	従量使用料の見直し
平成元年4月	単価の見直し、消費税3%導入に伴う見直し	令和元年10月	消費税8%→10%に伴う見直し

一般家庭 1か月で20m³使用した場合の下水道使用料（税込み）の変遷 (単位：円)



4. 経営改善の取組

4-2 その他の経営改善の取組

取組事項	内容	効果
農業集落排水下水道事業の統合	令和2年度に農業集落排水下水道事業を公共下水道に統合し、事業の最適化を図りました。	約11,600千円/年の事業費削減
共同汚泥処理事業	令和4年度から、汚水処理の過程で発生する汚泥を愛知県・近隣市と共同で処理し、コストダウンを図っています。	約32,300千円/年の事業費削減
余剰消化ガスの売却	汚泥処理過程で発生する消化ガスを場内で再利用し、その余剰分を都市ガスの原料として売却し収入の確保を図っています。	約5,000千円/年の収入確保
金属くずの売却	施設更新で発生した金属くずを売却し、収入の確保を図っています。	R4：12,217千円 R5：2,602千円

5. 課題の整理

(1) 下水道使用料収入の減少

本市の下水道事業は整備がほぼ完了しており、区域拡大による下水道使用料収入の増加は見込めません。市全体の人口減少に伴い、下水道使用料収入は減少していく見通しです。

(2) 維持管理費及び資本費（減価償却費・支払利息）の増加

物価や人件費の上昇により維持管理費は増加傾向にあり、また施設の老朽化対策及び耐震化により資本費についても増加傾向です。今後もこの傾向が継続することを見据えた事業運営が必要です。

(3) 経費回収率の悪化

下水道使用料で賄うべき経費が賄えない状態が続く見通しです。これは、独立採算の原則に沿わず、今後の改善が急務となっています。

(4) 一般会計繰入金の減額

令和8年度以降、一般会計からの繰入金が5億円から4億円の減額となります。減収分をいかに補うかが今後の課題となります。

今後のスケジュールについて

審議会スケジュール

回次	開催日時	場所	内容
第1回	4月21日(火) 10:00～	知多市役所1階 多目的会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱、諮問 ○事務局より説明 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道について ・知多市下水道事業の概要 ・知多市下水道事業の経営状況 ・経営改善の取組 ・課題の整理
第2回	7月1日(水) 10:00～	知多市役所3階 協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回目下水道使用料改定方針の検討 ○事務局より説明 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料体系の基本的な考え方
第3回	9月8日(火) 10:00～	知多市役所3階 協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料体系案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ※第2回審議会を踏まえた案を作成し提示します。 ○答申案の検討
第4回	10月14日(水) 10:00～	知多市役所3階 協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ○答申案の審議 ○答申
第5回	11月11日(水) 10:00～	知多市役所3階 協議会室	(予備日)